

(仮称) 南流山地域図書館・児童センター募集概要 (案)

*本案は、検討段階のものであり、内容が担保されるものではありません。

募集スケジュール

日程	内容
告示日【6月上旬】 (募集要項等の配布は1か月間)	募集開始 募集要項・仕様書配布
告示日の翌日から1ヶ月間	設計図書の閲覧
告示日から1週間後	募集説明会 (応募する方は参加が必須です。)
告示日から10日後(2日間)	質問受付
告示日から3週間以内	質問回答 (ホームページ上で公開します。)
告示日から1か月後	申請の受付締め切り
告示日から1ヶ月半頃	指定管理者選定委員会(プレゼン) (出席者は法人3名以内)

*日程については、変更になる可能性があります。

申請要件

(1) 申請者

ア 申請者

法人その他の団体（以下「法人等」という。）、又は複数の法人等が共同する共同事業体 ※個人での申請は不可

イ 申請者の制限

法人等（法人格のない団体にあっては、その代表者及びその役員）が次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む。）に規定する者に該当するもの

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）に規定する者に該当するもの

(ウ) 地方自治法第92条の2、第142条及び第166条に該当する者

(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請したもので、これらの法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続の開始決定がされていないもの

(オ) 国税、県税又は市税を滞納しているもの

(カ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保

- 險)への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないもの
- (キ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体であること。また、役員に同条第6号に規定する暴力団員がいること。
- (ク)地方自治法第244条の2第11項に規定する者に該当するもの
- (ケ)本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しないもの
- (コ)手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しないもの又は申請日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにしたもの

(2) 申請(応募)書類

流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に定める以下の関係書類(正本1部、副本9部)を図書館に直接提出。窓口受付のみ(郵送不可)。提出時に書類内容を確認するため、事前に来館日時を電話連絡してください。

- ア 流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書
 - イ 事業計画書及び収支計画書
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - エ 法人にあっては登記事項証明書
 - オ 印鑑証明書
 - カ 納税証明書(3(1)イ(オ)に該当しない旨を証するもの)
 - (ア)法人市民税又は市県民税
 - (イ)消費税又は地方消費税
 - キ 営業許可・認可等の証明書
 - ク 直近3か年の財務状況が把握できる書類
- ※上記イの収支計画書については、自主事業の収入・支出(人件費・事務費を含む。)は自主事業収支予算書に分けて記載してください。
- ※上記エ、オ、カについては、正本1部を提出して下さい。
- ※上記エ、オ、カの書類の発行日は3か月以内のものとしします。

(3) 必要な資格

次の免許を取得し、資格を有する技術者を雇用しているもの(取得又は雇用見込みを含む)。当該免許が必要な業務を再委託する場合は、再委託先の必須条件となります。

- ア 警備業法(昭和47年法律第117号)に基づく警備業の認定
- イ 建築物衛生管理業の登録
- ウ 甲種防火対象物の防火管理者の資格(再委託不可)

(4) 留意事項

ア 重複提案の禁止

1 申請者につき、当該施設に対する事業計画等の提案は1案とします。

イ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、軽微な修正の場合は、この限りではありません。

ウ 虚偽の記載をした場合

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ 公募参加の辞退

公募参加を辞退する場合には、事前に市と協議した上で指示に従ってください。

オ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

カ 提出書類の取扱い

(ア) 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。

(イ) 提出書類は、選定委員会で審議されるほか、議会における審議で使用される場合があります。

なお、提出書類について第三者から開示請求があった場合は、申請者と市で協議するものとします。

キ 接触の禁止

公募開始後、選定委員会の委員に対して、募集選考についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

ク 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が(1)イの事項に該当しないものとなります。

また、応募以降の構成員の変更は認めません。